

公共工事の入札に係る内訳書の提出について

韮崎市

平成27年4月1日から、建設業者は公共工事の入札の際に、入札金額の内訳を記載した書類（以下「内訳書」という。）を提出しなければならないとされました。

本市発注の建設工事に係る入札時に提出を求める内訳書の取扱いは、次のとおりとします。

- 1 平成27年4月1日以降に開札する公共工事の入札案件から、入札参加者は、その金額にかかわらず、内訳書を提出してください。
- 2 内訳書の様式は、ホームページ上に掲載しますので、ダウンロードして使用してください。
- 3 入札時に入札書と内訳書をホチキス等で止めた上、提出してください。なお、提出は初回のみとし、再入札での提出は不要とします。
- 4 内訳書の提出を求めるは、公共工事の入札案件となります。業務委託や物品購入等の入札の場合は、内訳書の提出は必要ありません。
- 5 **内訳書が不備であった場合は、原則としてその入札は無効となります。**
内訳書が不備である場合とは、次のとおりです。
 - (1) 総額の記載のみで内訳の記載がない場合
 - (2) 工事名、業者名、代表者名の記載がない場合
 - (3) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
 - (4) 内訳書の計算に誤りがある場合
 - (5) その他重大な不備がある場合（「値引き」等のマイナス計上がある場合、国や他の地方公共団体の様式で提出された場合等）
- 6 内訳書の書換え、引換え又は撤回はできません。
- 7 提出された内訳書は、返却しません。
- 8 内訳書の内容から談合等の不正行為が疑われる場合は、本市の所定の定めにより対応します。

(参考)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(入札金額の内訳の提出)

第12条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。